

リサイクル燃料備蓄センターに関する県民説明会（十和田市会場） 議事録

1. 日 時

令和6年7月4日（木） 15:00～17:30

2. 場 所

十和田市民文化センター 1階 生涯学習ホール

3. 出席者

○国

経済産業省資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課

核燃料サイクル産業立地対策室 勝見室長

原子力規制庁 原子力規制部審査グループ 核燃料施設審査部門 尾崎安全審査官

○事業者

リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長

東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役

日本原子力発電株式会社 牧野取締役副社長

電気事業連合会 藤本専務理事

○県

坂本環境エネルギー部長、豊島危機管理局長

4. 提出資料

- 資料1 「リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の貯蔵について」
(リサイクル燃料貯蔵株式会社)
- 資料2 「リサイクル燃料備蓄センターへの使用済燃料の搬入・搬出について」
(東京電力ホールディングス株式会社)
- 資料3 「原子燃料サイクルの取組について」 (電気事業連合会)
- 資料4 「核燃料サイクル政策について」 (経済産業省)
- 資料5 「リサイクル燃料備蓄センターに係る新規規制基準適合性審査及び検査の状況について」 (原子力規制庁)
- 資料6-1 「リサイクル燃料備蓄センターに係る安全協定書(案)の概要について」
(青森県)
- 資料6-2 「リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書(案)」 (青森県)
- 資料6-3 「リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に関する細則(案)」 (青森県)

5. 参加人数

24名

6. 議事録（意見紹介部分のみ。資料説明部分については、青森市会場及び八戸市会場の議事録を参照）

【司会】

それでは時間となりましたので再開させていただきます。

皆様、御意見用紙の提出の方はお済みでしょうか。まだの方がいらっしゃれば担当が受け取りに参ります。皆さんいかがでしょうか。お済みの方、挙手いただければ担当が取りに参ります。いかがでしょうか。

よろしいですかね。ほぼよろしいようでございますので、受け取りの方はそれではひとまず終了させていただきます。それでは御意見の紹介に進めさせていただきます。

また、同じ内容の御意見がある場合は、まとめて紹介させていただくことを、まずは御了承いただきたいと思えます。

それでは、最初、リサイクル燃料貯蔵株式会社と原子力規制庁への御意見です。

リサイクル燃料備蓄センターで想定される事故にはどのようなものがあるのか、お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

リサイクル燃料貯蔵です。お答えいたします。

リサイクル燃料貯蔵備蓄センターでは事業許可におきまして、貯蔵期間中に施設の安全性に影響を及ぼす可能性のある事象を抽出、評価した結果、公衆に放射線の被ばくのリスクを及ぼす事象の発生というのは想定されないということを確認しております。

それ以外の事故というか、それ以外の日常的なトラブル事象といたしましては、これ事故ではないですけれども、例えばその金属キャスクの表面塗装の劣化ですとか剥がれ、あるいは錆の発生ですとか天井クレーンですとか、あと搬送台車、こういったものの不具合、あと金属キャスクの蓋間の圧力ですとか温度、放射線を監視する機能の設備等の故障と、こういったものが考えられるんですけれども、これらにつきましては、その対応策について手順をマニュアル上で定めてしっかり対応するような体制をとってございます。以上でございます。

【原子力規制庁 尾崎安全審査官】

先ほどの説明と重複するところはあるんですが、原子力規制庁といたしましても想定される事項としましては、今説明があったような金属キャスクの取扱時に起こりうるような金属キャスクの転倒ですとか重量物の落下、加えて先ほど説明しましたように地震とか津波、火山などの自然災害を想定しております、これらの事象に対しても、金属キャスクの基本的安全機能が損なわないということを確認しております。以上です。

【司会】

それでは次はリサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見です。地震が発生した場合でも、建屋や金属キャスクの安全性は確保されているのでしょうか。よろしく願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

お答えいたします。

備蓄センター近隣で地震が発生した場合の影響につきましては、事業許可の基準規則にのっとりまして、プレート間地震、海洋プレート内地震、内陸地殻内地震という3種類の地震に基づく震源を特定して策定する地震動、こちらに震源を特定せず策定する地震動を加えまして、最新の科学的知見・技術的知見を踏まえて各種の不確かさ、こちらを十分に考慮して評価しております、これらに基づいて影響の方を評価した結果、施設の安全性が損なわれるおそれがないということを確認してございます。

また、金属キャスクにつきましても、この地震動によって地震力に対する耐震性の評価というのを行っておりまして、キャスクを固定しているボルトの破断ですとか台座の損傷がなく、また、金属キャスクが転倒することはないというようなことを確認してございます。

こちらの耐震性の評価につきましては、設計及び工事の計画の認可申請の審査を通じまして、原子力規制委員会の方に確認をいただいているところでございます。

【司会】

引き続き、リサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見です。リサイクル備蓄センターの事業を開始することで、雇用や業務委託など増える予定はあるのでしょうか。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

弊社の社員ですけれども4月1日現在 87名おりまして、事業開始後もこの人数自体は大幅な変動はしばらくしない予定でございます。ただ今この87名のうち約22名ですが、約25%ぐらいが地元採用なんですけれども、定期的にこれ地元の採用を継続いたしまして、将来的にはその地元採用の人材で当社の事業の中核を担えるような形での人材育成の方を進めてまいりたいと考えてございます。

【司会】

引き続きリサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見です。有事の際、中間貯蔵施設にミサイルが撃ち込まれた場合どうなるのでしょうか。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

はい。お答えいたします。

ミサイル攻撃等の武力攻撃の事態に対しましては、武力攻撃事態対処法及び国民保護法に基づきまして、国ですとか治安機関等と連携を図り、必要な対応を講じていくということになるかと思えます。

【司会】

引き続き、リサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見です。むつ中間貯蔵施設は、国の原子力災害対策指針によると、避難等が必要となる原子力災害対策重点区域の設定を要しないとあり、全く危険は想定されないように考えられているようですが、航空機落下についてはどのようにお考えなのでしょうか。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

お答えいたします。

航空機の落下につきましては、事業許可基準規則第11条解釈におきまして、実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価について、こちらなどを参考に防護指針の要否について確認することとされております。この規則解釈に基づきまして、航空機落下確率の評価を適切に実施し、航空機の落下の確率が極めて低く考慮の必要性がないということを確認してございます。

【司会】

それでは引き続き、リサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見です。金属キャスクに問題が起きた場合、蓋を取り替えても問題が解決しなかった場合、作業用のプールがないので新しいキャスクに入れ替えるなどの作業は不可能です。その場合、どのように対処するのか示してください。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

今の御質問では弊社の場合、金属キャスク、基本的にはその使用済燃料が入っているところの一次蓋、それともう1つの二次蓋と二重の蓋をしております。一次蓋いわゆる使用済燃料の入っている部分につきましてはヘリウムガスを注入してございまして、これが0.8気圧に保たれております。一次蓋と二次蓋の間が4気圧のヘリウムガスを詰めてございまして上から押さえるような形になってございます。

さらに一次蓋と二次蓋の接続部分には、金属ガスケットといういわゆるパッキンですね。こちらで接合してありまして、この蓋間の圧力をセンサーで監視することによって異常がないかどうかということを監視しております。

万が一このセンサーの値に異常があった場合、まず弊社にて二次蓋の金属ガスケットに異常がないかどうかを確認する試験を行います。確認の結果異常があった場合には、弊社にて、二次蓋の金属ガスケットの交換を行います。二次蓋の金属ガスケットの交換を行っても数値の異常の改善が見られない、あるいは二次蓋のガスケットには異常がないということになりますとこちら一次蓋のガスケットに何らかの異常が生じたということになりますので、こういう場合につきましては搬出等を含めて親会社の方と協議をするというような手順になってございます。

【司会】

引き続きリサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見です。

搬入される中古キャスクの安全性は、R F Sが室蘭のM&Eに立入調査をして、安全を確認したそうですがいつどのように行ったのですか。当時の書類は確認できたのでしょうか。立入検査の結果を公表する予定はありますか。

お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

具体的な日時というのは、今ちょっとこちらの方で差し控えさせていただきますけれども、J S D Wの方公表した後に、弊社の方はキャスクの製造メーカーとともに、こちらの方に訪問して立入検査の方を行いまして、問題がないということを確認してございます。こちらの検査結果の公表につきましては、特段公表する予定はございません。

【司会】

それでは続きまして県の方への御意見でございまして。中間貯蔵受入れには反対である。搬出先も曖昧なままに、あくまでも国の方針に従って使用済燃料の中間貯蔵を受け入れるというのであれば、国も安全協定に当事者として加わるべきと思う。なぜ国は安全協定に加わっていないのか。という御意見でございまして。お願いいたします。

【青森県 豊島危機管理局長】

県の危機管理局長の豊島と申します。

では、私から国の関わりということでございまして。

安全協定ですが、まず私も備蓄センターを管理運営するR F Sと県、むつ市が地域住民の安全確保、環境保全を図るための締結という認識で先ほども御説明させていただきました。

国の関わりにつきましては、国からも説明があったとおり、厳格な法令に基づく許認可や指導監督または原子力政策を所管するという立場での関わりでございまして、この辺は線を引かせていただいているというものでございまして。

【司会】

はい。引き続き県への御意見でございます。

使用済燃料そのものについて、製造責任のある東京電力と日本原子力発電が協定案では立会人となっているのはなぜですか。事故が起きた場合全てRFSが責任を取るのか。東電と原電には責任は問われないのか、立会人としてそれぞれの具体的な責任と役割を示していただきたい。お願いいたします。

【青森県 豊島危機管理局長】

県の危機管理局でございます。

立会人の位置づけ等、具体的な責任の明確化ということ、他に同じような形で東電、原電を立会人でなく、当事者に含むべきということについても御意見いただいておりますので、こちらを併せてお答えさせていただきます。

まず、今回の協定の考え方は先ほど申し上げたとおりでございます。それを前提に東京電力、それから日本原電でございますが、皆様御承知のとおり平成17年10月に締結した立地協定の当事者であると同じ年にRFSを共同で設立した3社が全ての株を持っているというような形でございます。こうしたことからRFSが安全協定の各項目を遵守するよう、責任を持って指導助言をしていただくため今回協定の立会人という形とさせていただきました。

立会人のことにつきましては、今日の午前中も、昨日も一昨日も同じような御質問いただいておりますが、我々は先ほど申し上げました立地協定の中で整理されているものという形で理解してございます。この2社につきましては、一方で、やはり締結してから10数年という長い年月が経て、また今回、RFSとの協定締結という中であっては非常に県民にとってわかりづらい状態になっているのかな、ということもまた事実だと考えてございまして、この伝え方やアウトプットの仕方につきましては少し工夫が必要だなという認識で、現在検討しているところでございますので、御理解いただければと思います。

【司会】

はい。引き続き県への御意見でございます。協定書には、具体的な搬出先が示されていないが、明示すべきではないか。お願いいたします。

【青森県 豊島危機管理局長】

はい。危機管理局でございます。

搬出先の話に行きまして、搬出について、先ほど国なり事業者からの説明があったところでございます。県といたしましては50年後には搬出してもらおうと、これ19年前からの揺るぎない方針でございますので、これをそのまま規定という形が今回の安全協定の案ということで御理解いただければと思います。

【司会】

では続きましてこちらも県への御意見でございます。

搬出期限前であっても備蓄センターまたは六ヶ所再処理工場の確実な実施が客観的に困難と認められる場合には、貯蔵中の使用済燃料は、発生源の原発を含む施設外に搬出、返還する旨の各項を追加すべきと思うが、どうでしょうか。お願いいたします。

【青森県 坂本環境エネルギー部長】

県の環境エネルギー部長でございます。

中間貯蔵事業以外の要因によって事業困難になった場合の対応という質問と理解いたしました。このことにつきましては6月28日までいただきました県議会各派からの御意見の中に

も同様の御提言があったところでございます。

覚書を結ぶべきであるといったような提言があったところではありますが、その対応については検討していきたいと考えております。

【司会】

引き続き県への御意見でございます。

六ヶ所再処理工場のしゅん工時期の具体的な見通しがついてから安全協定を結ばよいのは。協定を急ぐ理由は何か示していただきたい。お願いいたします。

【青森県 豊島危機管理局长】

締結ということでございますので、総合判断を今後本日の御意見、さらにはこれまでいろんな県議会を初めいろんな方々からの御意見を頂戴してございます。様々な御意見を確かに行き届いているところでございます。このことにつきまして知事の方で総合判断するための素材といたしまして私ども今日のこういった御説明、今の御質問につきまして、しっかりお伝えしたいと思っております。

【司会】

次はリサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見です。

R F S は絶対に放射能漏れは起こさないと言い切る根拠は何ですか。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

当社の施設につきましては、キャスクで全ての安全性が担保されております。先ほども御説明したとおり、キャスクは一次蓋、二次蓋を閉めてございまして、一次蓋と二次蓋の間に4気圧の圧力をかけてございまして、その圧力の変動がないかどうかということを常時観測してございます。異常があった場合につきましては、先ほど御説明したとおり、ガスケットの交換ですとか、万が一弊社で対応しきれない場合にはこれ搬出含めて親会社と協議という形になりますので基本的に放射性物質が外に漏れるということはありません。従いまして、敷地境界付近での放射性物質の監視の要求もない施設となっております。以上でございます。

【司会】

次は、東京電力ホールディングス株式会社と日本原子力発電株式会社への御意見です。

使用済燃料は、誰の所有物なのでしょうか。お願いいたします。

【東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役】

東京電力ホールディングスでございます。

これ日本原子力発電も同じ答えになりますけども、東京電力の使用済燃料は東京電力の所有物でありますし、日本原子力発電の使用済燃料につきましては、R F S に貯蔵中も日本原子力発電の所有ということになります。以上でございます。

【司会】

それでは続きまして、東京電力ホールディングスへの御意見でございます。

使用済燃料運搬中の事故責任は誰が取るのか示してください。お願いいたします。

【東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役】

お答えいたします。東京電力の宗でございます。

使用済燃料の輸送につきましては、当社の燃料につきましては当社の責任で、日本原子力発

電の燃料につきましては日本原子力発電の責任で行います。使用済燃料の輸送については、これまでも数多くの実績がございます。その実績も踏まえて安全最優先で取り組んでいくこととしております。

先ほどの説明でも申し上げましたけれども輸送容器、運搬船ともに国際基準とも合致した形で様々な安全対策を施しております。それに加えて輸送における安全を確保するために、様々な訓練これ定期的かつ継続的に重ねております。このようにキャスク、運搬船とも元々施されているハード面の安全対策に加えて様々な訓練を定期的継続的に行っております。そして万一異常が生じた際にも、しっかりと安全を確保できるように備えております。実際に輸送にあたっては、海の状況、また気象状況そうしたものをしっかりと見極めた上で慎重に慎重を期して、実施してまいります。そうしたことから、これまで六ヶ所再処理工場への輸送を含めて、数十年にわたる経験も踏まえて慎重にかつ安全最優先に取り組んでまいります。以上でございます。

【司会】

引き続き、東京電力ホールディングス株式会社への御意見です。輸送途中で輸送船が転覆したらどうなりますか。今まで何も起きないから今後も何も起こらないという保証はないでしょうかという御意見でございます。お願いいたします。

【東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役】

東京電力ホールディングスの宗でございます。

キャスクの輸送にあたっては、あえてかなり様々な保守的な条件も想定して安全性を評価、確認をしております。運搬船につきましては基本的なものは先ほど説明の中でも申し上げたとおりですけれども、衝突防止の安全航行装置を備えていて、これを複数備えております。ですから衝突、座礁の確率はかなり低いと思っておりますけれども、あえてそれでも衝突をした場合を想定しまして、様々な評価確認をしております。

その上で船体構造の強化、先ほど申し上げました船の二重船殻構造、対衝突構造、また様々な安全装置、それによりまして航行継続性は非常に高い設計がなされていると評価をしております。

輸送容器についても同様に様々な安全機能を備えているだけではなくて、事故時にもこういう形で安全が保たれるということを確認しております。一例を申し上げますと、閉じ込め機能の設計においては、9メートルの高さから落下時の衝撃力、また火災によって熱荷重が加わった場合でも、漏えい率が基準値を満たすことを確認しておりますけれども、その際には輸送時には三重の蓋のうち、2つの蓋の密閉性能には期待しないですとか、あえて燃料棒全数の放射線の密封性能が失われた、そういうことも仮定しまして評価をして、しっかりと基準値を満たすように設計を確認しております。このように保守性を持ってしっかりと安全を確認しながら設計をしておりますので、そういうことで輸送を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

【司会】

それでは次は、リサイクル燃料貯蔵株式会社と東京電力ホールディングス株式会社への御意見です。

金属キャスクの輸送中や施設の保管時に最悪の事故が発生した場合どのような被害が出るのか、県内の被害を受ける地域はどこまでなのか。想定で構いません。教えてくださいという御意見です。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

はい。リサイクル燃料貯蔵の方からお答えいたします。

先ほど来御説明しているとおおり、弊社では万が一何かしらの事象が起こったとしても放射性物質が外に漏れ出すというような事象が発生しないと評価しております。これは事業許可上も先ほど御説明ありました仮想的な大規模津波 23 メートルの津波が仮に当社の貯蔵建屋の方に襲来して7メートル浸水して一部貯蔵建屋が崩れてクレーンが落下したという過程で金属キャスクに衝突した場合、この評価も行っております。その結果についても閉じ込め機能、いわゆる放射性物質が外に出るところは確認されてございません。

また、遮へい機能について一部金属キャスクにクレーンが当たるものですから、傷がつきまでするので遮へい機能が一部劣化する可能性が考えられるんですが、この場合においても敷地境界線上で年間1ミリシーベルトを上回ることがないという評価の方が出ております。このため国の原子力災害対策重点区域いわゆるPAZですとかUPZこちらの設定が必要ない施設という形で当社の方は評価されております。以上でございます。

【東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役】

東京電力ホールディングスの宗でございます。

輸送中の件につきましては、これちょうど1つ前御質問にお答えした答えとほぼ同じになりますけども、かなり様々な保守的な条件を想定しまして様々な安全設計の機能、こうしたことがあえてないということ仮定して、多重の備えにしております。

そうした形でハード的に安全な輸送ができるように設計をしておりますけども、それに加えて先ほど申し上げましたとおおり、様々な訓練を定期的継続的に行う。そしてまた輸送を実際行うときには海、気象の状況、そうしたものを慎重に見極めて安全第一で行ってまいります。

こうしたことを踏まえて、これまで国内外で様々な輸送が行われておりますけれども、そうした中で、今までこれらの試験満足するキャスク広く使用されておりますけれども、輸送中に放射性物質が漏れいするような事故はこれまで発生しておりません。今後もしっかりとその経験を踏襲して安全第一で輸送を行ってまいります。以上でございます。

【司会】

次はリサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見です。

キャスクの表面温度は何度ですか。もし自然対流がなくなったらどうなりますか。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 篠田技術安全部長】

リサイクル燃料貯蔵株式会社技術安全部長篠田から回答申し上げます。

キャスクの表面温度でございますが、許認可における解析、これは燃料の発熱条件が最も厳しい条件、それに建屋の中の雰囲気はこの45度という条件の最も厳しい条件で解析しますと約100度程度になります。しかしながら、実際にキャスクの貯蔵が行われている日本原子力発電さんの状況を伺いますと季節による温度差はございますが年間で30度から60度程度と聞いてございます。

燃料の収納体数とか条件が違いますので、RFSの状況がそのままイコールではございませんが、安全性のための許認可解析等と実際に入ってくる燃料というのは、そこには少し差がありまして実際には100度までは至らないというような温度になると想定してございます。以上です。

【司会】

続きまして、リサイクル燃料貯蔵株式会社への御意見です。
キャスクの耐用年数は何年ですか。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

はい。金属キャスクの耐用年数につきましても、通常の貯蔵期間 50 年に加えまして、輸送の期間前後ありますので、それを加えまして、60 年の貯蔵に耐えられるような機器設計としてございます。

【司会】

それでは次は、リサイクル燃料貯蔵株式会社と原子力規制庁への御意見です。

先月、国内の自動車メーカーが車の性能試験で不正があり、出荷の一時停止というニュースがありました。このようなこともありますので金属キャスクの安全性について不安なので質問します。過去に金属キャスクの製造に関して試験結果の改ざん等の不正はあったのでしょうか。そこで製造された金属キャスクは、中間貯蔵施設に搬入されますかという御意見です。それぞれお願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

それではお答えいたします。

こちら 2022 年 11 月に日本製鋼所 M&E 社が不適切行為を行ったということの公表を受けまして、キャスク製造メーカーとともに日本製鋼所 M&E に立入調査を行いまして今回の柏崎刈羽発電所からの搬入に使用するキャスクにつきましては、不適切行為がないことを確認してございます。一方で、許認可前ですけれども日本原子力発電向けのキャスクの製造に向けて保管中の部材、これキャスクの底板になるんですけれども、こちらが該当するというような連絡を受けました。

当該部材につきましては、納期までに長期間を有することが想定されたために、キャスクの製造メーカーが先行手配を行っていたということでございます。ただ、まだ原電さんの分につきましてはこれから設工認という手続きがとられますので、それ以降に製造という形になるものですから、まだ製品としては完成したのではなく、あくまでも先行手配の部材という状態でありました。これにつきましてはキャスクに使用せずに再製造することになったと伺っております。

あと本件を受けまして同社が講じた日本製鋼所さん、こちらが講じた品質保証体制ですとか、組織風土改革等の再発防止策、こちらにつきましてもキャスク製造メーカーとともに確認の方を当社の方で行っております。弊社といたしましては日本製鋼所 M&E 社につきましては、大型鍛造製品メーカーとして高度な技術力を有していると考えてございますけれども同社の再発防止策の履行状況につきまして、引き続き金属キャスク製造メーカーとともに確認をしてまいりたいと考えてございます。

【司会】

それでは規制庁お願いいたします。

【原子力規制庁 尾崎安全審査官】

規制庁といたしましても先ほどの説明のとおり、日本製鋼所の事案については承知してございます。また、先ほどの説明とも重複しますが、R F S が実施した使用前事業者検査に対しまして、原子力規制庁も検査を行っており、四国電力の金属キャスクで判明した不適切な行為が、現時点において R F S の金属キャスクでは行われていないことを確認してございます。

また、こういったことが起こらないように審査においても事業者の設計の妥当性ですとか品質管理の方法についても確認をしているところでございます。以上です。

【司会】

それでは次はリサイクル燃料貯蔵株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、日本原子力発電株式会社への御意見です。

まず意見としまして、説明の際に専門用語が多くてわからないところがあったという御意見と、質問ですが、万が一の不測の事態が発生した際の責任は誰にあるのですか。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

リサイクル燃料貯蔵の高橋でございます。

専門用語が多くてわかりづらかったというところは大変申し訳ないと思っております。具体的に御質問いただければ、また丁寧に御説明の方させていただきたいと思っておりますけれども、御質問の方で、万が一の不測の事態が生じた際の責任は誰にあるのかということで、この不測の事態がどういったものかっていうのが、ちょっとなかなか想定できないところなんです。万が一弊社の業務事業運営並びに弊社の施設が原因で周辺住民の皆様等への損害を与えてしまったということであれば、弊社が責任をもって対応の方はさせていただきます。

【東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役】

東京電力の宗でございます。

我々先ほども申し上げましたとおり、輸送中は東京電力の責任において、また、日本原子力発電の燃料は日本原子力発電さん責任で行うということになります。ですから今、高橋社長が申し上げたとおり不測の事態というのはどういう事態かということにもよりますけれども、我々その輸送中に起きたことに対して我々の責任で起こったことに対してはしっかりと責任をとってまいります。以上でございます。

【日本原子力発電株式会社 牧野副社長】

日本原子力発電の牧野でございます。

基本的に東京電力ホールディングスさんからの御説明と同じでございます。特に違いはございません。以上でございます。

【司会】

続きまして原子力規制庁への御意見でございます。

日本の防衛を考える際、原子力施設を攻撃された場合についても議論検討してきたのか知りたい。どの程度の攻撃まで耐えられるのか教えていただきたい、でございます。お願いいたします。

【原子力規制庁 尾崎安全審査官】

まず、原子力施設への武力攻撃に対しましては、基本的に戦争をイメージしていただけるとよろしいかと思うんですが、原子力施設の設計やその事業者の対処だけでは安全性を確保するのはその事実上不可能と考えておまして、従って、原子力規制のみでは対処すべきものではないと考えております。

従いまして、こういったような紛争や戦争に基づく武力攻撃への対応につきましては、国民保護法や武力攻撃事態対処法といった法律の枠組みに基づいて、関係省庁や事業者とも連携して対応することと考えております。

【司会】

それでは次は東京電力ホールディングスへの質問、意見でございます。
乾式貯蔵に運び入れる場合は、キャスクをプールに沈めず、縦置きにして、一次蓋を開けたままプールから引き上げた燃料棒を収納して、濡れた燃料棒が乾くまで放置するのか、崩壊熱で乾くまで数時間あれば足りるわけだが、この間は蓋を閉め閉めず開けたままにするのかそれとも保管は乾式だが燃料棒の収納はプールの中で行うのか。教えていただきたいという御意見でございます。お願いいたします。

【東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役】

東京電力ホールディングス宗でございます。
発電所での燃料をキャスクへの詰め込みについては基本的に水の中で行います。ですから、プールの中で行うと考えていただいて結構です。
ただちょっと図があるとわかりやすいんですが、あの正確には貯蔵プールの横にキャスクピットというところがあって、そこは水がもう繋がるようになってまして、そこにキャスクを設置して水中で使用済燃料を移動して、そしてそこで蓋までします。その上で、キャスクピット側の水位を下げてそのキャスクピットというところから除染ピットというところにキャスクを移動させます。その上で、内部の排水をして中を真空乾燥させた上でヘリウムを充填をして、そして気密漏えい検査、そうした検査を行うというそういう手順になります。以上でございます。

【司会】

次はリサイクル燃料貯蔵株式会社と県に対する御意見です。
絶対放射能漏れを起こさないRFSですが、それならなぜオフサイトセンターを遠くのむつ市街地に作るのですか。という御意見でございます。お願いいたします。

【青森県 豊島危機管理局長】

危機管理局でございます。
オフサイトセンターでございますが、御承知だと思いますが、改めてオフサイトセンターこちらは国や県など関係機関が集まって応急対策を実施する、そういった施設でございます。現在のむつ市内のオフサイトセンターについては、むつ警察署、隣接地を調整しているところがございますが、立地的に目の前に市役所があり、県の合同庁舎も近くにあり、それから大湊の海自も比較的近くにあり、さらに近辺には運動公園ございまして、そちらのそのスペースを活用したヘリの運用も使えるのかなというようなことございまして、最終的には国からの指定をいただきながらということになります。こういった形で今現在、国、県そして、むつ市と間で調整をしているところでございます。

【司会】

それではお願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

オフサイトセンターにつきましては国の指定という形になるので、当社の方でどこっていう話ではないんですけど、確か私の記憶では原災法で原子力施設にはこれ設置が義務付けられているということでございますので、事故が起こる、起こらないに関係なくこれ設置しなければいけないということで設置されるものだと思っております。

【司会】

次はリサイクル燃料貯蔵株式会社と原子力規制庁への御意見でございます。

中間貯蔵施設の保安規定はあるのか。一次蓋と二次蓋の間の圧力センサーだけが頼りでは何とも心許ない。例えば中性子吸収のレジンが20年くらいで効力を失い、中性子が漏れてくるようなことはないのか。使用済燃料にはピンホールがつきものだが、キャスクの溶接部は強力なガンマ線に何年耐えられるのか。教えていただきたいということでございます。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

リサイクル燃料貯蔵でございます。

保安規定につきましては、昨年8月に原子力規制委員会の方で認可をいただいております。県、むつ市にも報告に伺っております。保安規定では使用済燃料貯蔵施設の運営に必要な保安管理体制ですとか品質マネジメントシステム、保安教育、貯蔵管理、放射線管理、加えて緊急時の措置などを規定しております。これに基づいて事業に取り組んでおります。

またトラブルの発生時、先ほどもガasketの話をしましたけれども、弊社で対応が困難な場合には、親会社と協議の上対応することも、保安規定で定められてございます。それから、金属キャスクの耐用年数につきましては、構成する部材本体ですとか伝熱フィン、バスケット、中性子遮へい材ですとか金属ガasketなどが劣化する要因に対しましては、腐食ですとか熱及び放射線照射とこういったものが考えられます。これらの要因に対しまして、先ほども御説明したとおり設計の貯蔵期間である50年に運搬期間を加えた60年を通じて健全性が保たれる設計としてございます。

【司会】

それでは、規制庁お願いいたします。

【原子力規制庁 尾崎安全審査官】

規制庁でございますが、保安規定につきましては先ほどの説明のとおり昨年認可をしております。

また、レジンとか溶接部につきましても回答が重複しますが、60年間の貯蔵及び輸送期間におきまして、経年劣化しない材料が選定されていること、溶接部につきましても割れ等の異常が起こらないような設計になっていることを審査の中で確認をしております。以上です。

【司会】

次はリサイクル燃料貯蔵株式会社と県に対する御意見でございます。

RFSの支払能力の有無の程度について説明してください。支払能力の裏付けとなるRFS社の総資産財産を公開してください。本協定の責任主体はRFS社1社で十分と考えているのか示してください。というものです。お願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長】

弊社の資産につきましては、これ毎年官報の方で告示の方をさせていただいております。昨年度につきましては7月19日に掲載してございますので今年度も既に手続きとってございますので大体今年度も7月19日前後ぐらいに掲載されるのではないかと考えてございます。その際については今手元に詳しい数字ないんですけども、約1,000億、総資産の方はございます。

それから、責任主体がRFS1社で十分かということなんですが、まずは当社の方で責任をもって対応するというのが大原則でございます。もし、万が一当社で対応しきれない場合、こ

れ株主が親会社である東京電力ホールディングスと日本原子力発電になりますので両者と協議の上、対応の方を考えていくという流れになろうかと思えます。

【青森県 豊島危機管理局長】

はい。県の方も今RFSの方から御説明があった内容がそのままだというふうに認識してございます。

【司会】

はい。それでは次は経済産業省への御意見です。

第二再処理工場はなぜ計画からなくなったのですか。これからまた計画されることはあるのでしょうか、という御意見です。お願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

ありがとうございます。第二再処理工場については原子力発電所の稼働状況とその見通し、六ヶ所再処理工場の稼働状況なども踏まえて核燃料の需要量や使用済燃料の発生量等を総合的に勘案して検討していく課題と認識してございます。

従ってこれにつきましては、今後検討していくということにはなりますけれども、こうしたことも含めて、核燃料サイクルの推進として、国の一貫した基本政策でありますので、その中でしっかり検討を進めていくということで考えてございます。

【司会】

はい。引き続き経済産業省への御意見です。

資料の4ページの上から2行目のところに、核燃料サイクルの取り組みは着実に前進とあるが、着工して30年も稼働しない再処理工場は着実と言えるのでしょうか。お願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

ありがとうございます。ここの部分は冒頭の御説明でもさせていただいておりますけれども、設工認が取れた状況でありますとか、今まさに検査、審査対応にあたっていると。オールジャパンで体制を組んで当たっているところをもって、少しずつ進捗しているところの表現として着実という表現を使わせていただいたということで御理解いただければと思います。

【司会】

はい。引き続き経済産業省への御意見です。

高速増殖炉を利用する核燃料サイクルが破綻してしまった。ウラン資源の利用率が高速増殖炉で60%、1回リサイクルで0.7%をリサイクルなしで0.5%とされている。1回リサイクルの場合、使用済MOX燃料は100年くらい長期保存するしかないということになると思われる。現在はどのような核燃料サイクルを目指すのか国の考えを知りたいという御意見です。お願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

どのような核燃料サイクルを目指すのかというお問い合わせだと思いますけれども、現行の第6次エネルギー基本計画でも示しているとおり、高レベル放射性廃棄物の減容化、有害度の低減、資源の有効利用の観点から、核燃料サイクルを推進していくということが基本的方針として掲げられております。

また、その中で例えば再処理でありますと、今六ヶ所の再処理工場というのは核燃料サイク

ル政策の中核ということになってますけれども、まさに今しゅん工操業が最重要課題となっております。

先ほど申し上げましたとおり、適合性審査等の対応を進めておりまして、これも着実に進めてまいりたいということ、また使用済燃料の貯蔵能力の拡大ということも、エネルギー安全保障上の観点から重要というところで、しっかりこれも取組を進めてまいりたいということでございます。

さらにプルサーマルにつきましては、電気事業連合会が2030年度までに少なくとも12基でプルサーマルを実施するとされているというところでございますし、プルサーマルに発生した使用済MOX燃料の処理、また処分の方策ということに関しては、使用済MOX燃料の発生状況とその保管状況、また再処理技術の動向、関係自治体の意向なども踏まえながら、引き続き2030年代半ばの技術確立を目指して、研究開発に取り組みつつ検討も進めてまいりたいと考えてございます。

いずれにしてもこうした対応を進めることによって、直面する課題を一つ一つ解決しながら、安全確保を最優先に核燃料サイクルを推進する、こうしたことは次期のエネルギー基本計画の議論が始まってますけれども、次期の計画においても、しっかりと明記して取組みを継続してまいりたいと考えてございます。

【司会】

引き続きの経済産業省への御意見です。

これまで原子力関係の決め事などが変わってきている。これは変わらないのか。原子力非常事態宣言が解除された覚えがないが、このような中で決め事が果たして有効なのでしょうかという御意見です。お願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

これは決め事というのは、おそらく今回この説明会の主たるところであります安全協定のことかなと思いますけれども、安全協定で記されていることにつきまして、特に事業者側が遵守すべきことというのは、必ずそのようになっていくと認識を持っておりますし、しっかりそれが守られるように指導してまいりたいと考えてございます。

【司会】

引き続き経済産業省への御意見です。

日本の再処理政策が誤っているのは、六ヶ所再処理工場が今もって完工していないから明らかです。再処理が工学的に安全かつ十分に採算性がある技術であることの証拠をお示ください。誤った政策に固執する根拠は一体どこにあるのでしょうかという御意見でございます。引き続きお願いします。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

ありがとうございます。これは先ほど来御説明をさせていただいておりますけれども再処理工場につきましては、現在そのしゅん工に向けての取組が進められているというところでございます。当然のことながら安全を確保することが大前提ということになってございまして、まさにその部分の対応についてオールジャパンで体制を組んで取組に当たっているというような認識をしてございます。

また、これについては、経済産業省からもそうしたその取組を進めるようということを事業者ともお話をして指導をしてきたところでございます。

核燃料サイクルの中核となるこの再処理施設の稼働というのは非常に重要なところでございますので、再処理施設のしゅん工に向けて、実現に向けて引き続き適切に対応してまいりたい

と考えてございます。

【司会】

引き続き経済産業省への御意見です。

中間貯蔵には反対です。50年後も全量再処理、核燃料サイクル政策を続けるためには、その間の原発の新增設だけでなく、六ヶ所再処理工場に代わる第二再処理工場や、MOX燃料再処理工場及び燃料加工場並びに高レベル、低レベル放射性廃棄物最終処分場の新增設などの長期的な見通しが必要だと思う。国はその計画を具体的に示しているのか、計画があるのであれば示していただきたいという御意見です。お願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

ありがとうございます。ただいまの御指摘、御意見につきましては、先ほど現在はどういう核燃料サイクルを目指すのかというようなことにも通じるということかということになってこようかと思えます。

先ほど申し上げましたとおり、この核燃料サイクル推進というのは、基本の方針としてこれはもう当初エネルギー基本計画に明示してから一貫して変わらない方針というところでございます。

先ほどこの状況を申し上げましたけれども再処理施設の稼働というのが1つ中核なところでありますので、こういったことを目指しつつ、プルサーマルの動向でありますとか使用済MOX燃料の使用、先ほど申し上げましたとおり2030年代半ばには、技術確立を目処に進めてまいりたいというようなところも含めてしっかり取組を進めてまいりたいと思えます。

次期エネルギー基本計画においても、そうしたそれぞれの部分を含め取り組みの方向性を示していくということで検討を進めてまいりたいと考えてございますので御理解いただけましたら幸いです。

【参加者】

計画も担保も何もなくてさ、銀行に行って、10億貸せ、50年後に返すって貸す銀行があるか。なんで計画がないんだよ。

【司会】

はい、ありがとうございます。続きまして、同じような質問が3つ来てございますので、代表のものを紹介させていただきます。まずは東京電力ホールディングス株式会社と日本原子力発電株式会社への御意見です。

東京電力及び日本原電の敷地内で乾式貯蔵すれば、むつ備蓄センターは必要ないが、その選択肢を検討したことはありますかという御質問が両社にあります。お願いいたします。

【東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役】

東京電力ホールディングス宗でございます。

むつの中間貯蔵施設につきましては、2000年の原子炉等規制法が改正になって、発電所外での貯蔵が使用済燃料貯蔵可能になったということ踏まえて、そうした中で2000年にむつ市様より立地可能性調査の御要請をいただいて、その後我々が技術調査などを行い、その後むつ市議会の誘致決議ですとか、そうしたことを踏まえて我々として事業を進めさせていただいております。この間、むつ市を始めとする地元の方々に様々に支えていただいて応援をいただいて本当に感謝をしております。

我々として、こうした20年以上の歩みを持ちながら、しっかりと事業をここまで準備を進めてまいりました。そうした中で、先ほど、出てますけれども、RFSの中間貯蔵施設の本質的な

意義、サイクル全体の運営の柔軟性を高め、そして中長期的なエネルギー安全保障に寄与するというそういう本質的な意義は、当時立地申し入れの当時から変わっておりません。

従って当社としましては、国策である核燃料サイクルをしっかりと一つ一つ確実に進めていくこと、そして我々のサイクル全体の運営の観点からもRFSの準備が整いましたらしっかりと計画的に、RFSに使用済燃料を輸送して搬送してまいりたいと考えております。

柏崎刈羽におきましては、そういう形で燃料をしっかりと管理いきたいと考えております。以上でございます。

【参加者】

検討してるって、検討はどうなっているんですか。

【司会】

また質問の時間を改めてちょっと設定させていただきますので。

【日本原子力発電株式会社 牧野取締役副社長】

牧野でございます。

私どもその意義という点については、東京電力ホールディングスからの説明と同様に認識してございますが、少し事情が違うのは弊社の東海第二発電所におきましては、2001年より乾式貯蔵施設を運用しております。使用済燃料プールと合わせて適切に運用しているという状況ですが、むつの中間貯蔵施設が操業開始後は、管理容量を超えないように管理しながら計画的に搬出していくという計画でございます。私からの説明は以上でございます。

【司会】

それでは次に移らせていただきます。次は同じような問が2つ来てございますので代表の方を御意見として読み上げさせていただきます。対象は経済産業省と県への御意見でございます。

協定当事者は、県、むつ市、RFSとなっているが、当社が搬出期限を守らなかった場合、搬出を確実に実施できるように使用済燃料の所有者である東電及び原電は立会人でなく協定上保証人として、かつ高レベル廃棄物一時保管施設と同様、国からRFS社を使用済燃料の最終処分場にしないという確約を取るべきではないかという御質問があります。お願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

はい。御指摘ありがとうございます。青森県を最終処分地にしないという旨はこれも御説明させていただきましたサイクル協議会の方で現内閣でもそれを継承しているということを官房長官の方から申し上げておりますし、我々もそうした認識でおるところでございます。

【司会】

使用済燃料の最終処分地にしないようということで、お願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

はい。それも含めて、使用済燃料も含めて最終処分地にしないということは全く同様のことかと認識しております。

【司会】

県の方お願いいたします。

【青森県 豊島危機管理局長】

県の方から、東京電力そして原電の再三御指摘いただいております立会のあり方などということになると思います。この協定、まず使用済燃料の輸送も含めまして施設を運営するRFSの安全確保に関する責務を定めております。そして東京電力と日本原電との関係性でございます。先ほども申し上げましたとおり、責任を持って指導助言をしていただく。そういう形で今回立会人ということにさせていただいております。そして、わかりづらさのお話についても工夫が必要なんだなという認識でおります。以上でございます。

【司会】

それでは次に移ります。こちらは経済産業省への御意見でございます。

むつの中間貯蔵施設で貯蔵が終わったときに、そのとき動いている再処理工場に搬出すると説明されている。六ヶ所再処理工場は湿式再処理工場、これは世界で最後の湿式再処理工場と言われた。次に作る再処理工場は乾式となる搬出時に動いていれば湿式でも乾式でもいいという判断でしょうかという御意見でございます。お願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

ありがとうございます。これは六ヶ所が元々湿式キャスクからの受け入れを想定しているところで、RFSの乾式キャスクから受け入れはできるのかというようなことかと思いませんけれども、事業者によりますと技術的には可能と聞いてございます。

【司会】

はい。それでは次引き続き経済産業省への御意見です。

2006年にアクティブ試験を行った六ヶ所再処理工場は既に18年稼働しているわけですが、これからさらに何年稼働できるとお考えでしょうか。という御意見でございます。引き続きお願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

ありがとうございます。この六ヶ所再処理工場ですけれども再処理施設の操業期間ということに関しては原子炉と異なって法令上の制限はないということになってございます。具体的な操業期間についても決まっていないと承知をしているところでございます。その上で事業者からは、機器の健全性や経年劣化等の状況を定期検査等により確認をして必要に応じて部品や装置の取り替えを行いながら、原子力規制委員会から技術基準に適合しているとの確認を受けることを前提に、必要な期間操業を行っていく方針であると伺っております。

核燃料サイクルの推進は国の一貫した基本政策であります。国としては安全の確保に万全に事業を進めるよう事業者に対してしっかり指導していくようにいたしまして、安全の継続的な確保に努めてまいりたいと考えてございます。

【司会】

次は県と電気事業連合会への御意見です。

今現在再処理工場の稼働、最終処分地の選定、MOX燃料加工工場のしゅん工、東電のプルサーマルなどどれも全て確実にやられているものは皆無です。皆さんは国策という旗の影で、仮定の話しかされていません。もっと具体的な説明を求めます。仮定段階では、むつ中間貯蔵施設への搬入はありえません。努力ではなく結果を示してくださいという御意見です。お願いいたします。

【電気事業連合会 藤本専務理事】

電気事業連合会の藤本でございます。

御指摘の事案事業者の取り組みと理解してお答えをさせていただきたいと存じます。まず現在、日本原燃におきましては、建屋機器の耐震評価を進めておりまして、引き続きしゅん工目標の達成に向けて努力を続けているものと認識をいたしております。電事連といたしましても、サイクル推進タスクフォースの仕組みも活用することなど引き続き人的支援などを始め、早期しゅん工と確実な審査対応に向け、日本原燃をオールジャパン体制で支援してまいります。また、特定放射性廃棄物の最終処分場につきましては、現在、国、NUMOにより北海道の寿都、神恵内2地点と、佐賀県玄海町において取り組みが進めているところと承知しております。そのような中で、私ども原子力事業者は高レベル放射性廃棄物の最終処分において、発生者としての基本的な責任を有する立場から、国やNUMOとも連携しつつ、地域の皆様との対話活動などを通じてできるだけ多くの皆様の御関心や御理解が深まるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

【参加者】

努力じゃなくて結果を示してくださいって言っているんです。具体的な内容をお願いしたいです。

【司会】

また、ちょっと質問の時間あります。すいません。はい、お願いいたします。県の方から。

【青森県 坂本環境エネルギー部長】

いただきました意見の中にサイクル政策への協力の見直しというお言葉がありました。県に対して見直すべきと御意見だと理解してお答えいたします。県といたしましては、県民の安全安心の確保を最優先に脱炭素社会の実現に繋がるよう、国の原子力核燃料サイクルに協力してきたところでございます。原子力、核燃料エネルギー計画政策につきましては、国において、我が国のエネルギー安全保障等をしっかり見据えて安全確保を第一に、中長期的に責任を持って取り組んでいただきたいと常々考えているところであります。

【司会】

それでは続きまして、経済産業省への御意見でございます。

経済産業大臣は度々東京電力と日本原電以外からの使用済燃料搬出を求めている。この共用化を求めるのは、どういう立場で求めているのでしょうかという御意見です。お願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

はい。御指摘の部分ですけれども、これは令和2年に当時の経産大臣から、電事連が共同利用という形で新たな選択肢を検討することを、サイクル政策を推進する上で大きな意義があるというようなことのコメントがあったかというような記憶がございます。

しかし、現時点では、電事連としても検討に着手する前の段階であると承知をしておりますし、いずれにせよ同施設の利用のあり方については、事業者が検討を進める場合には当然のことながら御地元に対して丁寧に御説明を行って御理解をいただくということが重要と考えているところでございます。

【司会】

それでは次は搬出先を示してほしいという御意見が4件寄せられております。回答については東京電力、経済産業省、県の3ヶ所に出ています。

まず50年後再処理工場が稼働していない場合は、どこへ持っていくのですか。稼働している再処理工場なんて仮定の話ではなく、はっきり行き先を示してほしい。というものと、搬出先を国が具体的に示せないなら県として受け入れるべきではないと思うが県の考えを示していただきたいというもの、第二再処理工場の計画も消えた今、搬出先を国としてはっきり示してくださいという御意見がございました。

東京電力からお願いいたします。

【東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役】

東京電力の宗でございます。お答えいたします。使用済燃料を再処理して有効利用する原子燃料サイクル先ほど来出てますとおり、国の基本的方針としてエネルギー基本計画にもしっかりと明示をされております。こうした国の方針に沿いまして、RFSからの搬出時においても必要な再処理工場の稼働が確保されるものと承知をしております。

こうしたことをしっかり進めていくためにも当社も事業者として引き続き原子燃料サイクルにしっかりと協力をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

【司会】

それでは資源エネルギー庁お願いします。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

これも繰り返しになり恐縮ですけれども、この核燃料サイクルの推進というのは国の基本的方針として掲げられております。

この中間貯蔵のところに關しては、最大50年とする旨は当時の立地申し入れの際に約束をしていることと承知をしておりますし、その貯蔵期間が満了する50年より前の段階から再処理工場に順次搬出を進めていくと、期間を終えるまでに全ての使用済燃料の搬出を終えるということで事業者からも説明をいただいております。これがまさにちゃんと守られるよう、六ヶ所再処理工場が稼働している場合には、そこに搬出がされるということの可能性はあろうかと思えます。

いずれにしましても国内の再処理工場のしゅん工の実現というところに、今しっかりと取り組みを進めていくということが必要かつ重要ということで、まさにこれに尽きるのではないかと考えてございます。これについて事業者、経済産業省も一体となって実現にしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

【司会】

それでは県の方からお願いいたします。

【青森県 坂本環境エネルギー部長】

搬出先を示さないのであれば、県として受け入れを断るべきという御意見でございます。受け入れを断るとするのは安全協定を締結すべきではないということだと理解してお答えいたしますが、安全協定を締結するかどうか、受けるということにつきましては、今現在先ほども申し上げましたが、県議会各会派市町村長からの御意見、それから今皆さんからいただいております説明会における御意見も踏まえ、これから最終的な判断がなされるものと考えておりました。今回様々な意見が出たことについては私どもとしてしっかりと知事にお伝えしたいと考えております。

【司会】

最後の御意見となります。県への御意見でございます。搬出のあてもなく 50 年後のそのときに稼働している再処理工場に搬出し搬出するなど国が無責任なことを言うなら、県は県民の命を守ることを最優先すると言ってしまう言葉で断ればいいのではないか。核燃税など危険性に比べてわずかな金で、県民の命、将来の子供や孫の命まで危険にさらして、子供や孫の世代に対して恥ずかしくないのでしょうか。県の考えを示していただきたい。よろしくお願いします。

【青森県 坂本環境エネルギー部長】

県の原子力政策あるいは核燃料政策に対する考え方に対する考え方を示してくださいという御意見と承りました。県といたしましては、電力の安定的かつ安価な供給脱炭素社会実現のためには、安全性の確保を大前提とした原子力発電や核燃料サイクルは必要なものと考えております。これまで安全確保を第一義に地域振興に寄与することを前提として、原子力施設の立地に協力してきており、引き続き県民の安全確保を第一義に適切に対応してまいります。以上であります。

【司会】

これもちまして、いただきました全ての質問の紹介は終わりました。予定していた 2 時間はもう 20 分過ぎてございますが、17 時半まで若干ではありますが口頭での意見を伺う時間とさせていただきます。進めるにあたりましては 3 つのお願いがございます。

今しばらくちょっとお待ちください。1 つは、御意見は今回の議題であるリサイクル燃料貯蔵備蓄センターに関することとさせていただきます。2 つ目、より多くの方に御発言いただきたいことからお 1 人あたり 2 分とさせていただきます。1 分前と 2 分になりましたら、このボードでお知らせしますので時間厳守をお願いいたします。3 つ目、おそれいりますが、意見に際しましては、差し支えなければ結構ですが、お住まいの県内の市町村名、そしてお名前をお話しいただいた上で御意見ををお願いいたします。

意見のある方は挙手いただき私の方であてさせていただきます。スタッフがマイクを持ってまいりますので、マイクを通して発言をお願いいたします。それでは御意見のある方、お願いいたします。

一番前の方お願いします。すいません。

【参加者】

三沢のヤマダと申します。今日搬入に関して、東京電力ホールディングスさんが今まで輸送に関してはほとんど問題がないかのようにお話されてきました。ただ原子力船むつの放射線漏れの問題もあるし、それから、私が覚えているのは六ヶ所の再処理工場で最初に使用済燃料が入ったときに、輸送容器が、輸送が終わってからしばらくたってから「いやすいません。中性子遮へい材が入ってませんでした」という事象がありまして、そこにいた 500 人ぐらいがみんな被ばくしたわけですよ。

そんなことは過去に起きてるわけで、確か 1 回目は東京電力じゃなかったですか、持ってきたものは、そんな事実があったのに、全然問題がなく輸送が今まで実績がありましたっていう話をされてもね、私どもどうしても信用がならないというのは実態でありますので、その辺を少し反省して発言していただければと思います。決して正しく輸送が行われたわけじゃないということをね、認識してほしいわけです。

【司会】

貴重な御意見ありがとうございました。他にいかがでしょうか。それでは、一番後ろの方。

【参加者】

青森市から参りましたササダと申します。核燃料サイクル政策、とりわけ全量再処理政策は日本資本主義にとって最悪の負のスパイラルであると思います。経産省がこのシナリオを放棄しない限り、日本に未来はなく、その帆先を担いでいる青森県もお先真っ暗な状況になるのではないかと考えています。

この政策を進めてきた国や県の官僚の方々は、将来この政策が必ず誤っていたということを、国がどこかの政権のときに決定をするものと思います。

そうしたときに、自分たちは誤っていたというふうなことをどう責任をとるのでしょうか。将来のことはわからないということでお答えになるんだろうと思いますけれども今、どう考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

【経済産業省資源エネルギー庁 勝見室長】

御指摘ありがとうございます。核燃料サイクル政策は、冒頭の説明でも申し上げましたとおり我が国の資源に乏しいという状況、またエネルギーの安定供給という観点、それから脱炭素というところでもって再エネと同様に原子力も有効であるということで過去から核燃料サイクル政策を基本方針としてエネルギー基本計画などに明記をしてきているところでございます。

これを進めるにあたっては様々課題があり今もその課題に向けて対応を進めているというよう状況にはありますけれども、いずれにしても安全確保を大前提として進められなければならないということの対応を今まさにしているという状況で、これについては必ず核燃料サイクルを確立できるように進めていくということで、今将来に向けて取り組みを進めているという考えで今対応していると考えてございますので、何卒御理解のほどをいただけましたらと思います。

【青森県 坂本環境エネルギー部長】

県としての考え方ということで承りました。先ほどもお答えしたとおりなんですけれども、県といたしましては、県民の安全安心の確保を最優先に脱炭素社会の実現に繋がるよう国の政策に協力してまいりました。原子力、核燃料サイクル政策については国において我が国のエネルギー安全保障等をしっかり見据え安全確保を第一義に中長期的に責任を持って取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

【司会】

貴重な御意見ありがとうございました。それではもうあと2人ですかね。はい。あと2人をお願いします。

【参加者】

東北町に住んでおりますアラキと申します。再処理工場の先ほど再処理工場の審査には膨大な施設があるので大変だと、確かにそのとおりで中間貯蔵が何で50年なのか。再処理工場の創業年数は何年と見込んでいるのかというふうなところと、どうしても数字的に合わないような気がするわけです。

50年後に動いているはずの再処理工場をまた15兆円かけて作るのでしょうか。既に建屋ができてから18年17年それぐらいかかっています。経年劣化もかなりあります。そういうことを想像していただければわかると思いますが、今から50年後にここにおられる方、説明してる方、聞いてる方全ての方が50年後で誰が責任を取るのでしょうか。取れるんですか。

ですから、この50年は誰も責任を取らないということを前提に50年にしたんですか。その答えをお願いします。

【司会】

はい、お願いいたします。では、東京電力、すみません。お願いいたします。

【東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役】

2000年以降の立地のときに50年ということで我々立地協定でもお約束をさせていただいて、我々の方でお話をしたので、私の方からお話をさせていただきます。回答させていただきます東京電力の宗でございます。

あの当時50年と決めたのは、元々中間貯蔵という事業、安全審査指針という国の指針が40年から60年という貯蔵の期間を想定してまして、そしてその外側の建屋についてもその期間、十分に安全性が保てるということ、またサイクルというのは、長期的な時間軸の中で回していくものになりますので、そうした長期的な時間軸の中でサイクルの運営の柔軟性を高めるといのが中間貯蔵の元々の目的でしたので、そうしたことを勘案して50年ということで設定をさせていただいてお約束をさせていただいたということでございます。以上でございます。

【司会】

貴重な御意見ありがとうございました。それでは最後お願いいたします。

【参加者】

ただいまのお話を聞いてますと、事故は起きないとか、それが前提。そしてこれは安全神話って言うんだと思います。不測の事態とは何のことを指すのかわからないとかおっしょってましたけれども、現に福島で不測の事態が起きたじゃないですか。あれを覚えてないんですか。

事故は起きないことが前提の、この進め方おかしいと思います。努力するとか仮定の話の上でどンドンどンドン話が進んでいってしまっ、こういうことは本当にやめていただきたいと思います。

危ないものは何でもかんでも下北半島に持ってくれば、私達県民が受け入れると思っているんでしょうか。県はどう思っているんでしょうか。今もお話がありましたけど今ここにいる人間で、50年後の搬出のときまで生きている方はほとんどおられないと思います。搬出のあてもなく、50年後のそのときに稼働している再処理工場に搬出するなど、国は本当に無責任なことを進めようとしていると思います。

県は、県民の命を守ることを最優先に考えてください。そうすれば答えればいいじゃないですか。本当に。核燃税など1人1人考えたら本当にわずかな金額です。そんなことで、県民の命を売り渡すんですか。将来の子供たちや孫たちに、この負の遺産を残すんですか。本当に真面目に考えて、ちゃんとしっかり現実を見つめて仮定のうえでない話を進めてください。子供や孫の世代に恥ずかしくない県政をやってください。お願いします。

【司会】

はい。貴重な御意見ありがとうございました。それではこれで御意見を伺う時間を終了させていただきたいと思います。

皆様円滑な進行に御協力をいただきましてありがとうございました。本日いただきました御意見は、知事の方に報告させていただきます。本日はお忙しい中御参加いただきましてありがとうございました。